議第23号

三島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める 条例案

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 歩道等(第3条-第10条)
- 第3章 立体横断施設(第11条—第16条)
- 第4章 乗合自動車停留所(第17条·第18条)
- 第5章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (第19条-第23条)
- 第6章 雑則 (第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路(市が道路管理者である市道に限る。)の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路又は階段の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

- (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者 道の部分をいう。
- (3) 横断歩道 道路標識(道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。)又は道路標示(道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路 鋲、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。)により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び三島市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成25年三島市条例第 号。以下「道路構造条例」という。)において使用する用語の例による。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものと する。

(有効幅員)

- 第4条 歩道の有効幅員は、道路構造条例第12条第3項に規定する幅員の値以上と するものとする。
- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員の値 以上とするものとする。
- 3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道 等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする ものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得 ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平垣で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするもの とする。

(勾配)

- **第6条** 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

- 第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。
- 2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の 車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造、交通の状 況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

- **第8条** 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。
- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して 定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

- **第9条** 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。
- 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項に規定する 基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

- 第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設 (以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。
- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、 障害者等の通行の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設け るものとする。

(エレベーター)

- **第12条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この条において同じ。)の内法幅は 1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メー

トル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するため の鏡を設けること。ただし、第2号に規定する基準に適合するエレベーターに あっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字 を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、 有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

- **第13条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の 特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることが できる。
 - (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
 - (3) 横断勾配は、設けないこと。
 - (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
 - (5) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - (6) 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。
 - (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
 - (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル 以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

- **第14条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める 構造とするものとする。
 - (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
 - (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

- (3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互 の境界を容易に識別できるものとすること。
- (5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、 エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

- **第15条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とする ものとする。
 - (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
 - (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
 - (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
 - (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - (5) 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

- **第16条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
 - (2) 2段式の手すりを両側に設けること。

- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (II) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15セン チメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

- **第18条** 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、 それらの機能を代替するための施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特 別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 第5章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

- 第19条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。
- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

- 第20条 歩道等、立体横断施設の通路及び乗合自動車停留所には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大き い色等であって、当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第21条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

- 第22条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。
- 2 乗合自動車停留所には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要である と認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該

乗合自動車停留所の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第23条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第6章 雜則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、道路構造条例第3条第5号に規定する歩車共存道を設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレータ 一が存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得 ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における

歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、第8条に規 定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、 同条に規定する基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の 規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊 岡 武 士